

統合リスク管理への取り組み

統合リスク管理とは、金融機関が直面するリスクに関して、それぞれのリスク・カテゴリー毎のリスクを計量化したうえで総体的に捉え、経営体力(自己資本)と対比することにより、経営全体の安定性と健全性の確保を図るとともに、効率性の向上に努めることをいいます。

当行では、信用リスク、市場リスク、預貸ギャップ金利リスク、

政策投資株式リスク、オペレーショナル・リスクの各リスク種類別に、Tier Iの範囲内で資本配賦を行い、各リスク量が配賦資本額の範囲内にコントロールされていることを月次でモニタリングしております。これら統合リスク管理の状況は、ALM委員会において分析・検討され、さらに取締役会等へ報告されることで必要な施策を機動的に実施する体制としております。

信用リスク管理

信用リスクとは、お取引先や有価証券の発行体(信用供与先)が、財務状況の悪化等により、貸出等の資産(オフ・バランス資産を含む)の価値が減少ないしは消失し、銀行が損失を被るリスクのことで、与信集中リスク及び業種等集中リスクを含んでいます。

うち、与信集中リスクとは、特定の債務者やグループへ

の与信集中等に起因するリスクをいいます。

また、業種等集中リスクとは、特定の業種・地域等への与信集中等に起因するリスクをいいます。

当行では、「クレジットポリシー」や「信用リスク管理規定」を整備のうえ、定期的に「信用リスク管理委員会」を開催し、信用リスク管理の最適化に努めております。

与信案件審査

貸出案件の審査におきましては、まず資金使途を十分確認したうえで、お取引先の財務状況や当該案件の返済能力、保全状況を調査し、さらに業界の動向や成長性、お取引先の競争力や経営管理能力など総合的な評価に基づき、

的確かつ厳正な判断を行い、健全な資金需要に対して円滑な資金供給が行えるよう努めております。

また、財務分析システムや不動産担保評価システムの導入など、信用リスク管理能力の向上にも努めております。

信用格付制度

当行では、企業の信用度を客観的に把握し、信用リスク管理の高度化を図る観点から、お取引先に対し「信用格付制度」を導入しております。「信用格付制度」では、財務状況に対する定量評価と経営環境などに対する定性評価をもと

に、お取引先の信用度を11段階に区分しております。「信用格付制度」はお取引先の信用状態の変化を把握したり、与信判断の迅速化・効率化に活用するとともに、「信用リスクの定量化」の基本となるものです。

信用リスクの定量化

当行では、全国地方銀行協会において共同開発された「Credit Gauge(地銀協 CRITS)」を導入し、「信用リスクの定量化」を実施しております。「信用リスクの定量化」は、統計的手法により与信ポートフォリオから将来発生すると予測される損失を数値化して、把握・管理することを目的とするものです。

「信用リスクの定量化」においては、信用格付ごとの各種データに基づいて予想損失額を算出するとともに、特定の債務者・業種への与信集中や景気後退などによって予想損失額を上回って発生する最大損失額を算出します。当行はこれら算出結果を貸出資産全体のポートフォリオ管理や適正な運用に活用しております。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。なお、主な市場リスクには、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクがあります。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクのことで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクのことで、

為替リスクとは、外貨建資産・負債についてネットベース

で資産超または負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスクのことで、

価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことで、

当行では、これら起こりうる市場リスクを各種分析・計測に基づきリスク管理しております。

さらに当行では、担当役員及び関係部で構成するALM委員会を定期的に開催し、市場リスクの把握と資産・負債のバランス調節の検討を行い、その結果等は定期的に経営陣に報告され、経営判断に活用される体制となっております。

流動性リスク管理

流動性リスクには、運用と調達の間際のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)と、市場の混乱等により市場で取引ができなかったり、通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク

(市場流動性リスク)があります。

資金繰り対策としては、市場金融部を資金繰り管理部署とし、日々の資金繰りを管理しております。また、定期的に開催されるALM委員会において、資金繰りの状況、運用・調達のバランス、金利動向を把握・分析し、円滑な資金繰りが行えるよう万全を期しております。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。従来、事務リスク、シ

ステムリスクなど、個別管理していた各種リスクを「オペレーショナル・リスク管理委員会」を通じて統合的に管理する体制としております。

事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務処理を怠り、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクのことで、不適切な端末操作等により資金決済が予定どおり決済されないことにより損失を被るリスクも含まれます。

当行では、お客さまからの信頼を維持・向上させていく

ため、行員各々が常に基本に正確な事務に心がけ、事務処理の厳正化に努めております。さらに営業店への定期的な臨店事務指導や監査部による業務監査等を通して、事務事故の防止と事務水準の向上に努めております。

システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に利用されることにより損失を被るリスクをいいます。

当行は、平成24年5月に、国内最大規模の基幹系システムの共同利用型センターである「地銀共同センター」に、基

幹系システムを移行しました。「地銀共同センター」は東西2つのセンターと最新鋭のバックアップ機能を備えており、高い信頼性と安全性を有しております。また、コンピュータの事故防止対策として、無停電装置やソフトウェアの十分なテスト、不正アクセスやウイルスの侵入防止を目的とした安全対策を実施しております。



情報資産リスク管理

情報資産の漏えい、紛失、改ざん、不適切な取得や取扱い、及び不適切な第三者への提供等により損失を被るリスクをいいます。

当行では、「情報資産安全対策基本方針」を定め、情報資

産の定義・分類を行い管理における役割と責任を明確化しております。また危機管理体制・監査体制を整備し、本方針の実行性の検証を行うとともに、結果を定期的に取り締役会等へ報告しております。

人的リスク管理

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）・差別的行為（セクシュアルハラスメント等）等により損失を被るリスクをいいます。

当行では、鳥取銀行従業員組合と労働協約を締結し、協

約に基づき労使交渉を行っておりますほか、セクシュアルハラスメントに関する行内規則についても設け、発生の防止を図っております。

有形資産リスク管理

有形資産リスク（災害リスク）とは、自然災害や外部要因または役職員の過失による土地・建物・什器備品（オンライン機器除く）等の有形資産の損傷等により損失を被るリス

クのことです。

当行では「危機管理計画（コンティンジェンシープラン）」や「防犯対策規定」に基づきリスクの削減に取り組んでおります。

レピュテーションリスク管理

レピュテーションリスク（風評・評判リスク）とは、風説の流布の発生等により、外部からの評判が低下し、損失を被るリスクをいいます。レピュテーションリスクの管理にあたっては、経営に及ぼす重要性及び地域社会・地域経済

への影響を認識し、リスクの顕在化を未然に防止する観点から管理マニュアルに基づき必要な施策を企画立案・実施するとともに、適切な運営・管理に努めております。

法務リスク管理

法務リスクとは、取引上の契約等について法律的な不確実性、及び役職員等の法令・ルール等の遵守違反や不徹底、法務知識不足等により損害を被るリスクをいいます。

銀行経営においては、規制緩和により業務の自由化・多様化が進展する一方で、自己責任が強く求められてきております。このような環境のもと、当行では、法務リスクの管理部署として「コンプライアンス統括室」を設置し、基本方針の策定及びコンプライアンスマニュアルの整備などを行うと

ともに、各営業店に対しコンプライアンス臨店指導を実施しております。また半年に1度、全役職員が各拠点でコンプライアンス研修を受講する体制を整備しております。さらに、コンプライアンス統括室は法律問題に対し調査・研究・行内指導を行い、必要に応じて法律専門家の意見を聴取する体制をとっており、行内の法務リスク管理をサポートしております。

その他のオペレーショナル・リスク管理

業務の一部を外部企業等へ委託していることにより、委託先で発生した事故やトラブル等が原因で損失を被る外部

委託リスク等、上記以外のリスクをいいます。